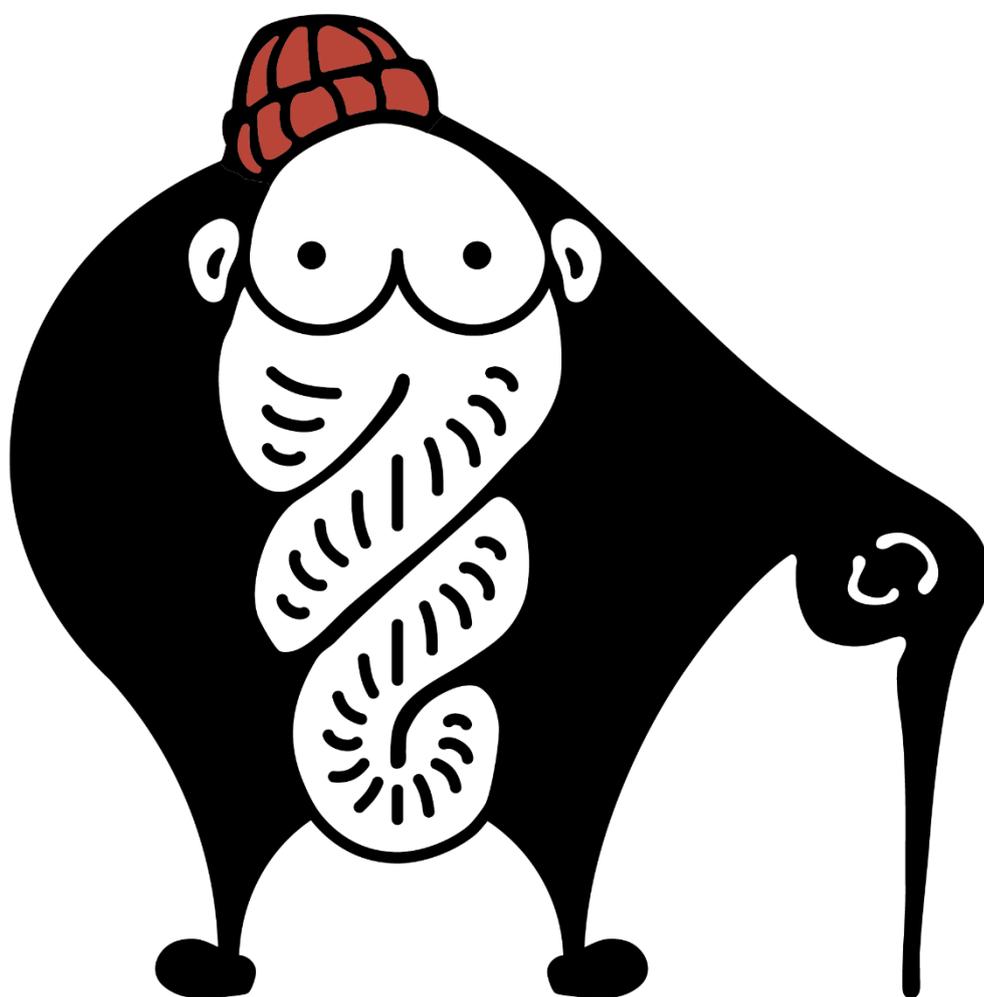


新庄市エコロジーガーデンイメージキャラクター  
ロジィさん利用の手引き



新庄市エコロジーガーデン

## 1. ロジィさんとは

新庄市エコロジーガーデン及び道の駅「新庄エコロジーガーデン原蚕の杜」のイメージキャラクターです。

- 蚕糸でできたヒゲを蓄えた物知りなおじいさん（たぶん妖精）
- エコロジーの「ロジー」と「おじいさん」から命名
- 親しみやすく、少しユーモラスな知恵者キャラクター

エコロジーガーデンの魅力を広く発信し、来園者とのコミュニケーションを促進する存在として活用します。

## 2. 利用の基本方針

ロジィさんは、地域の共有財産として、多くの方に親しみをもって活用していただくことを目的としています。そのため、個人利用は原則として自由に使用可能（申請不要）で、商用利用のみ事前申請による許可制となっています。

### 【基本イラスト】



イラスト①

イラスト②

イラスト③

イラスト④

イラスト⑤

## 3. 個人利用について（申請不要）

次のような個人利用は、原則として申請不要です。※有償での販売不可

- SNS 投稿、個人ブログ掲載
- ファンアート、グッズ制作
- 非営利イベントでの紹介
- 同人活動（小規模・個人範囲）、個人制作のイラスト・漫画・動画

可能であれば下記表記をお願いいたします。

©新庄市エコロジーガーデン イメージキャラクター「ロジィさん」

#### 4. 商用利用について（申請が必要）

次のような商用利用は、事前に申請が必要です。

- 商品への使用（食品・雑貨・衣類等）
- 販売を伴うグッズ制作
- 営利目的のイベントでの使用
- 広告・販促物への掲載
- 法人ホームページでの利用

#### 【利用料】

原則無料（ただし将来的に別途規定を設ける場合があります）

#### 【手続きの流れ】

- ① デザイン案作成
- ② 使用申請書提出
- ③ 審査（デザイン案修正）
- ④ 使用許可通知
- ⑤ 商品等の製作
- ⑥ 完成品提出（写真可）

※審査期間は最短で1週間程度かかります。修正が必要な場合はさらに時間を要しますので、あらかじめ時間に余裕をもって手続きしてください。

#### 【提出先】

〒996-0091 山形県新庄市十日町6000番地の1  
新庄市エコロジーガーデン事務室  
TEL：0233-29-2122 FAX：0233-29-5040  
MAIL：ecology-g@ic-net.or.jp

#### 【提出書類】

1. 新庄市エコロジーガーデンイメージキャラクター「ロジィさん」使用申請書
2. 使用する商品の見本（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿など）
3. 使用する商品が食品の場合、保健所の営業許可書（写）または、県内各店舗の業務開始報告書（写）および、製造または販売する店舗などの一覧

書類は下記 URL または右記二次元バーコードよりダウンロード願います。  
<https://www.city.shinjo.yamagata.jp/k001/020/010/030/999/logy.html>



## 5. 利用にあたって

### 【利用に関する注意事項】

---

- ロジィさんに関する諸権利は新庄市に帰属します。
- 商用利用の場合、必ず事前に申請を行い、使用許可を受けてください。
- 使用に起因する問題が生じた場合は、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、新庄市は一切の責任を負いません。
- 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- 使用許可は、キャラクターの使用を許可するものであり、使用許可を受けた者に権利が発生するものではありません。

### 【利用を許可できない場合】

---

- 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- 新庄市及び新庄市エコロジーガーデンの信用又は品位を害するものと認められる場合
- 第三者の利益を害するものと認められる場合
- 特定の個人、政党、宗教団体を宣伝または支援するものと認められる場合
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合
- キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- その他使用が著しく不相当と認められる場合

### 【人への損害が発生した場合】

---

#### 製造業者の場合

製造されている商品や食品（使用を許可した食品だけでなく、製造されている全ての食品含む）により人への損害が発生した場合は、その事実が明らかになった時点で、使用許可を直ちに取消します。

#### 販売業者の場合

使用を許可した商品や食品により、人への損害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、許可した食品に係る使用許可を直ちに取消します。

## 6. 改変・二次創作について

本利用の手引きでは、一定の改変・二次創作を許容します。

### 【許可される例】

---

- 一部トリミング
- 色の変更
- 服装の変更
- 季節バージョン
- 表情差分
- ポーズ変更
- デフォルメ化
- セリフの追加
- 他キャラとのコラボイラスト
- 簡略化・アイコン化

### 【禁止事項】

---

- キャラクターのイメージを損なう改変
- 原型を留めない改変
- 政治・宗教目的での改変
- 公序良俗に反する表現
- 暴力的・差別的表現
- 反社会的勢力との関係が疑われる表現

### 【セリフ設定】

---

ロジィさんにセリフを付け加える場合は、古風で穏やかなやさしい語り口でお願いします。  
一人称は「わし」で、語尾は「～じゃ」「～じゃのう」などの柔らかい表現を基本としてください。  
新庄弁（8. 付録「新庄弁一覧」を参照）を用いた表現は歓迎しますが、必須ではありません。

#### 基本的なセリフ例

「自然は大事じゃのう」「ゆっくりいくのが一番じゃよ」「エコロジーガーデンって面白いじゃろ？」

#### 新庄弁を用いる場合のセリフ例

「ここにねまる（座る）とするかのう」「さっきまでねぶかげ（いねむり）しとったわい」

※特定の企業・団体や商品を個別に応援するような表現はできません。

## 7. Q&A

Q. 個人利用で販売しなければどんな使い方をしても良いのですか。

A. 利用規則の範囲内（「5. 利用にあたって」及び「6. 改変・二次創作について」参照）での利用をお願いいたします。

Q. ファンアートをSNSに載せてもいいですか。

A. 個人利用の場合は利用規則の範囲内（「5. 利用にあたって」及び「6. 改変・二次創作について」参照）であれば申請なしで掲載しても問題ありません。商用利用の場合、許可を受けた商品であれば宣伝目的等での掲載も可能です。

Q. 少量制作でも商用利用の場合は申請が必要ですか。

A. 有償販売等の商用利用の場合は数量に関わらず申請をお願いします。

Q. ほかのキャラクター等とのコラボは可能ですか。

A. コラボするキャラクター等の承諾が得られていれば、規則の範囲内で利用可能です。商用利用の場合は許可申請の際に判断させていただく場合があります。

Q. すでに使用許可を受けた商品を追加生産する場合にも、再度申請が必要ですか。

A. 同じデザインであれば必要ありません。ただし、デザインを変更する場合には再度申請が必要です。

Q. ホームページや名刺へ画像を使用してもいいですか。

A. 企業等のキャラクターと誤解されてしまうような使用はできません。イラストを使用することによって、新庄市より認められた企業であると認識されるような使用、新庄市より支援や応援を受けている企業と認識されるような使用はできません。新庄市・エコロジーガーデン・ロジィさんのPR、ロジィさん関連グッズのインターネット販売などの場合には使用可能ですので、本利用の手引きに沿って申請手続きを行ってください。

Q. 商品と一緒に、その商品のカタログやチラシを販促用に作成したいのですが、別々に申請が必要でしょうか。

A. 一括申請が可能です。作成する物全てを申請書の「商品の名称」及び「具体的な内容」の欄に記載し、それらすべての商品の見本・サンプル・デザイン案を提出してください。

Q. 許可を得た後、商品を作った後に商品の広告を作成する場合も、新たに申請する必要がありますか。

A. 再度申請が必要です。

Q. 出来上がった完成品が提出できない場合はどうすればいいでしょうか。

A. 現品を添付できない場合は写真等で提出してください。

